

おくやみ
ハンドブック

薩摩川内市



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

薩摩川内市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつつまして、少しでもわかりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。このハンドブックが、ご遺族の皆様になん少でもお役に立てば幸いです。

薩摩川内市役所 0996-23-5111

事前準備について

薩摩川内市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。
まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1 持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

STEP 2 委任状について

相続人や年金請求者がご来庁できない場合は、委任状が必要です。
相続人について、ご不明な点がございましたら、各担当課へお問い合わせください。

STEP 3 おくやみコーナーの利用可否

利用する場合

電話予約
☎ 0996-22-8115 (2565)
詳細は3ページの予約方法をご確認ください。

利用しない場合

直近で手続き対応をご希望の方は、直接各担当課での手続きも可能です。
該当手続きを確認の上、ご来庁ください。

STEP 4 各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP 5 ご来庁ください



おくやみ
手続きナビは
こちらから



質問に答える



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- ☐ 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- ☐ マイナンバー確認書類
- ☐ 認印（※相続人代表及び喪主）
- ☐ 口座確認書類（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者がご来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- ☐ 年金手帳、年金証書（基礎年金番号が記載されているもの）
- ☐ 資格確認書（国民健康保険・後期高齢者医療）、
特定疾病療養受療証など
- ☐ 会葬礼状または葬祭の領収書（葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの）
- ☐ 介護保険被保険者証、介護保険負担限度額認定証、介護保険負担割合証
- ☐ 子ども医療費給付受給資格者証、ひとり親家庭等医療費助成資格者証
- ☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証
- ☐ 重度心身障害者医療費受給資格者証

本人確認書類について

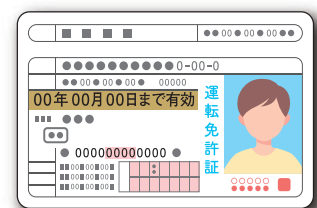
- ☐ 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード、パスポート、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

- ☐ 2点で本人確認できる書類

資格確認書（健康保険・後期高齢者医療）、
介護保険被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証
など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



おくやみコーナーのご案内

薩摩川内市では、亡くなられた方に関する手続きをスムーズに行っていただくために「おくやみコーナー」を設置し、必要な手続きをご案内しています。ご利用には、前日までに電話予約が必要です。亡くなられた方が、薩摩川内市に住民登録されている場合に限りです。

※当日お急ぎの方や、おくやみコーナーをご利用されない場合は、直接担当課（窓口）へ出向いていただき、手続きをお願いします。

予約方法について

以下の方法で予約してください。

●電話予約

【本庁】

電話番号：0996-22-8115（2565）音声案内

受付時間：午前8時30分～午後5時15分まで（土・日・祝休日・年末年始を除く）

【支所】

支所での手続きを希望される場合は、直接支所へ予約をお願いします。

（各支所・甕島振興局の連絡先は42ページ参照）



おくやみコーナーを利用されない方へ

おくやみコーナーの予約希望日時に空きがない場合などは、ご遺族の方が各課の窓口にて手続きできます。

「おくやみ手続きナビ」にて該当手続きを簡単に確認もできます。二次元コードからぜひご活用ください。



質問に答えて



手続き抽出



詳細確認



身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3か月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (39・40 ページ参照) ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認	(41 ページ参照)
4か月以内			○所得税の準確定申告 (42 ページ参照)
10か月以内		○遺産分割協議 (41 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告・納付 (42 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

薩摩川内市で必要な手続きについては9 ページから、掲載しています。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	☐	マイナンバーカードを持っていた	P.9
	☐	住民基本台帳カードを持っていた	
	☐	印鑑登録をしていた	P.10
年金	☐	国民年金に加入しており、その方によって生計維持されていた子どもと配偶者がいる	P.11
	☐	国民年金に加入していた	
	☐	厚生年金に加入しており、亡くなられた方が生計を維持していた	P.12
	☐	年金を受給していた	
	☐	国民年金、厚生年金、共済年金の受給者が亡くなられた	P.13
	☐	夫が亡くなり、死亡時結婚してから10年以上たっている	
	☐	農業者年金に加入していた方が亡くなられた	
保険	☐	国民健康保険に加入していた	P.14
	☐	後期高齢者医療資格確認書を持っていた	P.15
	☐	限度額適用認定証（または限度額適用・標準負担額減額認定証）を持っていた	P.16
	☐	特定疾病療養受療証を持っていた	
介護保険	☐	介護保険被保険者証を持っていた	P.17
	☐	介護保険の負担割合証を持っていた	
	☐	介護保険負担限度額認定証を持っていた	
	☐	高額介護（介護予防）サービス費の請求権があった	P.18
	☐	介護保険料の納付が済んでいない	

区分	☑	該当事項	詳細ページ
子ども	☐	児童の父または母が亡くなられた	P.19
	☐	児童手当を受給していた	P.20
	☐	児童扶養手当を受給していた	
	☐	児童手当の支給対象児童であった	P.21
	☐	児童扶養手当の支給対象児童であった	
	☐	ひとり親家庭等医療費助成を受給していた	P.22
	☐	特別児童扶養手当を受給していた	
	☐	子ども医療費給付受給資格者証の交付を受けていた	P.23
福祉 (障害)	☐	障害者手帳を持っていた	
	☐	特別障害者手当を受給していた	P.24
	☐	障害児福祉手当を受給していた	
	☐	重度心身障害者の医療費受給資格者証を持っていた	P.25
	☐	自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っていた	
	☐	障害者扶養共済制度に加入していた	P.26
	☐	障害福祉サービス・障害児通所サービスを利用していた	P.27

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

区分	☑	該当事項	詳細ページ
税金	☐	普通自動車を持っていた	P.28
	☐	軽自動車を持っていた	
	☐	原付バイク (50～125cc) を持っていた	P.29
	☐	126～250ccのバイク (軽二輪) を持っていた	
	☐	250cc超のバイク (小型二輪) を持っていた	P.30
	☐	小型特殊自動車 (トラクターなど) を持っていた	
	☐	資産がある	P.31
	☐	代表として固定資産を共有していた	P.32
	☐	市民税・県民税または国民健康保険税が課税されていた	P.33
	☐	税金を口座振替で納めていた	
	☐	税金の納付が済んでいない	P.34
その他	☐	水道 (下水道) を使用していた	
	☐	市営住宅に住んでいた	P.35
	☐	親や親族の家が空き家になった	P.36
	☐	犬を飼っていた	
	☐	防災行政無線戸別受信機を設置していた	
	☐	農地を相続した	P.37
	☐	図書館利用者カードを持っていた	
	☐	市営墓地を使用していた	
	☐	市外の火葬場で火葬した	P.38

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカードを持っていた

手続き マイナンバーカードの返納

手続き詳細	期 限
所有者が亡くなられた場合、マイナンバーカードは自動的に廃止となります。この場合返納は義務ではありません。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ マイナンバーカード	【本庁】 市民課 企画総務グループ ☎ 0996-22-8115 (内線 2561・2563) 【支所】 地域振興課 甕島振興局 (P.42 参照)

住民基本台帳カードを持っていた

手続き 住民基本台帳カードの返納

手続き詳細	期 限
カード所有者が亡くなられた場合、カードは自動的に廃止となります。この場合返納は義務ではありません。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 住民基本台帳カード	【本庁】 市民課 住民グループ ☎ 0996-22-8115 (内線 2545・2543) 【支所】 地域振興課 甕島振興局 (P.42 参照)

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑登録証（カード）	【本庁】市民課 住民グループ ☎ 0996-22-8115 （内線 2545・2543） 【支所】地域振興課 甕島振興局（P.42 参照）

2. 年金に関する手続き

国民年金に加入しており、その方によって生計維持されていた子どもと配偶者がいる

手続き 遺族基礎年金の請求

手続き詳細	期 限
受給要件を満たした国民年金の被保険者（被保険者であった方）等が亡くなられた場合、その方によって生計維持されていた「18歳到達年度の末日までにある子（障害の状態にある場合は20歳未満）のいる配偶者」または「子」が受け取ることができます。	死亡から5年以内
	手続き可能な人
	18歳到達年度の末日までにある子（障害の状態にある場合は20歳未満）のいる配偶者または子
必要なもの	問い合わせ先
☐ マイナンバー確認書類（請求者のもの） ☐ 死亡診断書（写し） ☐ 口座確認書類（請求者のもの） ☐ 年金手帳（請求者のもの含む） ※戸籍は添付不要	【本庁】保険年金課 国民年金グループ ☎ 0996-22-8115 （内線 2821・2822） 【支所】地域振興課 甕島振興局（P.42 参照） ★年金事務所

2. 年金に関する手続き

国民年金に加入していた

手続き 死亡一時金の請求

手続き詳細	期 限
死亡日の前日において国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けることなく亡くなられた場合、その方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。	死亡から2年以内
	手続き可能な人
	生計を同じくしていたご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（請求者のもの） ☐ マイナンバー確認書類（請求者のもの） ☐ 口座確認書類（請求者のもの） ☐ 年金手帳（請求者のもの含む） ☐ 戸籍謄本・抄本など（請求者と死亡者の関係がわかるもの） ※配偶者または20歳未満の子が請求者の場合は添付不要 ☐ 請求者が死亡者と別居の場合は、生計同一関係に関する申立書	【本庁】保険年金課 国民年金グループ ☎ 0996-22-8115 （内線 2821・2822） 【支所】地域振興課 甕島振興局（P.42 参照） ★年金事務所

厚生年金に加入しており、亡くなられた方が生計を維持していた

手続き 遺族厚生年金の請求

手続き詳細	期 限
受給要件を満たした厚生年金保険の被保険者が亡くなられた場合、その方によって生計維持されていた遺族が受け取ることができます。	死亡から5年以内
	手続き可能な人
	生計を維持されていたご遺族
必要なもの	問い合わせ先
年金事務所へご確認ください。	★年金事務所

年金を受給していた

手続き 年金受給者の死亡届

手続き詳細	期 限
年金受給者の死亡報告を行う手続きです。ただし、日本年金機構に個人番号（マイナンバー）が収録されている場合は、原則として不要です。	死亡から5年以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ 戸籍謄本か死亡診断書のいずれか ☐ 年金証書（死亡者のもの）	【本庁】 保険年金課 国民年金グループ ☎ 0996-22-8115 （内線 2821・2822） 【支所】 地域振興課 甕島振興局（P.42 参照） ★年金事務所

国民年金、厚生年金、共済年金の受給者が亡くなられた

手続き 未支給年金の請求

手続き詳細	期 限
年金を受給している方が亡くなられた場合、まだ受け取っていない年金や、亡くなられた日より後に振り込まれた年金のうち、亡くなられた月分までの年金について、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。厚生年金や各共済年金を受給していた方は年金の種類により、年金事務所、各共済組合をご案内する場合があります。	受給権者の年金支払日の翌月の初日から5年
	手続き可能な人
	生計を同じくしていたご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（請求者のもの） ☐ 戸籍謄本・抄本など（請求者と死亡者の関係がわかるもの） ☐ マイナンバー確認書類（請求者のもの） ☐ 口座確認書類（請求者のもの） ☐ 年金証書（死亡者のもの） ☐ 請求者が死亡者と別居の場合は、生計同一関係に関する申立書	【本庁】 保険年金課 国民年金グループ ☎ 0996-22-8115 （内線 2821・2822） 【支所】 地域振興課 甕島振興局（P.42 参照） ★年金事務所

2. 年金に関する手続き

夫が亡くなり、死亡時結婚してから10年以上たっている

手続き 寡婦年金の請求

手続き詳細	期 限
死亡日の前日において国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間及び国民年金保険料免除期間が10年以上ある夫が亡くなった場合、その夫と10年以上継続して婚姻関係（事実上の婚姻関係を含む）にあり、死亡時にその夫に生計を維持されていた妻が60歳から65歳までの間受け取ることができます。なお、夫が老齢基礎年金または障害基礎年金を受けたことがある場合は、請求することができません。	死亡から5年以内
	手続き可能な人
	継続した婚姻期間が10年以上ある妻
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（請求者のもの） ☐ マイナンバー確認書類（請求者のもの） ☐ 口座確認書類（請求者のもの） ☐ 年金手帳（死亡者のもの）	【本庁】 保険年金課 国民年金グループ ☎ 0996-22-8115 （内線 2821・2822） 【支所】 地域振興課 甕島振興局（P.42 参照） ★年金事務所

農業者年金に加入していた方が亡くなった

手続き 農業者年金死亡関係届出書

手続き詳細	期 限
農業者年金の加入者や受給権者の方が亡くなった場合、農業者年金死亡関係届出書が必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 農業者年金被保険者証または農業者年金証書 ☐ 死亡した方の死亡日を明らかにすることができる書類 （請求者が配偶者の場合は戸籍謄本 請求者が子の場合は戸籍謄本と改正原戸籍） ☐ 口座確認書類（請求者のもの）	【本庁】 農業委員会事務局 農地管理グループ ☎ 0996-22-8115 （内線 5611・5625）

3. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 国民健康保険資格確認書の返却

手続き詳細	期 限	手続き可能な人
被保険者が亡くなられた場合、市役所または各支所の窓口で返却してください。	なし	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先	
☐ 国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ	【本庁】 保険年金課 国保グループ ☎ 0996-22-8115（内線 2841・2842） 【支所】 地域振興課 甌島振興局（P.42 参照）	

手続き② 国民健康保険葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合、葬祭費の支給が受けられます。	葬祭を行った日の翌日から2年以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 本人確認書類（喪主のもの） ☐ 印鑑（喪主のもの） ☐ 口座確認書類（喪主のもの） ☐ 会葬礼状または葬祭領収書	葬祭執行者（喪主）
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（喪主のもの） ☐ 印鑑（喪主のもの） ☐ 口座確認書類（喪主のもの） ☐ 会葬礼状または葬祭領収書	【本庁】 保険年金課 国保グループ ☎ 0996-22-8115（内線 2841・2842） 【支所】 地域振興課 甌島振興局（P.42 参照）

手続き③ 相続人代表届の提出

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合、各種通知や高額療養費の還付などに関するお手紙を送付する場合がありますので、同届をご提出ください。相続人代表となる方は、亡くなられた方の配偶者、父母、子、兄弟などの法定相続人です。	なし
必要なもの	手続き可能な人
☐ 本人確認書類（相続人のもの） ☐ 口座確認書類（相続人のもの）	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（相続人のもの） ☐ 口座確認書類（相続人のもの）	【本庁】 保険年金課 国保グループ ☎ 0996-22-8115（内線 2841・2842） 【支所】 地域振興課 甌島振興局（P.42 参照）

3. 保険に関する手続き

後期高齢者医療資格確認書を持っていた

手続き① 後期高齢者医療資格確認書の返却

手続き詳細	期 限	手続き可能な人
被保険者が亡くなられた場合、市役所または各支所の窓口で返却してください。	なし	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先	
☐ 後期高齢者医療資格確認書	【本庁】 保険年金課 高齢者医療グループ ☎ 0996-22-8115（内線 2831・2832） 【支所】 地域振興課 甌島振興局（P.42 参照）	

手続き② 後期高齢者医療葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合、葬祭費の支給が受けられます。	葬祭を行った日の翌日から2年間
	手続き可能な人 葬祭執行者（喪主）
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（喪主のもの） ☐ 口座確認書類（喪主のもの） ☐ 会葬礼状または葬祭領収書	【本庁】 保険年金課 高齢者医療グループ ☎ 0996-22-8115（内線 2831・2832） 【支所】 地域振興課 甌島振興局（P.42 参照）

手続き③ 相続人代表届の提出

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合、市または県後期高齢者医療広域連合より、各種通知や高額療養費の還付などに関するお手紙を送付する場合がありますので、同届をご提出ください。相続人代表となる方は、亡くなられた方の配偶者、父母、子、兄弟などの法定相続人（相続順位あり）や、指定相続人などです。	なし
	手続き可能な人 ご遺族 ※代理申請可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（相続人のもの） ☐ 口座確認書類（相続人のもの） ☐ 戸籍謄本など（親族関係のわかるもの） ☐ 法律的に有効な遺言（公正証書遺言書）など	【本庁】 保険年金課 高齢者医療グループ ☎ 0996-22-8115（内線 2831・2832） 【支所】 地域振興課 甌島振興局（P.42 参照）

限度額適用認定証（または限度額適用・標準負担額減額認定証）を持っていた

手続き 限度額適用認定証等の返却

手続き詳細		期 限
国民健康保険被保険者で、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方が亡くなられた場合、認定証を返却してください。		なし
		手続き可能な人
		ご遺族
必要なもの	問い合わせ先	
☐ 限度額適用認定証または 限度額適用・標準負担額減額認定証	【本庁】 保険年金課 国保グループ ☎ 0996-22-8115（内線 2841・2842） 【支所】 地域振興課 甌島振興局（P.42 参照）	

特定疾病療養受療証を持っていた

手続き 特定疾病療養受療証の返却

手続き詳細		期 限
国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で、特定疾病療養受療証をお持ちの方が亡くなられた場合、受療証を返却してください。		なし
		手続き可能な人
		ご遺族
必要なもの	問い合わせ先	
☐ 特定疾病療養受療証	【本庁】 保険年金課 国保グループ ☎ 0996-22-8115（内線 2841・2842） 高齢者医療グループ ☎ 0996-22-8115（内線 2831・2832） 【支所】 地域振興課 甌島振興局（P.42 参照）	

4. 介護保険に関する手続き

介護保険被保険者証を持っていた

手続き 介護保険被保険者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の介護保険被保険者証について、市役所または各支所の窓口で返却してください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 介護保険被保険者証	【本庁】 高齢・介護福祉課 介護指導グループ ☎ 0996-22-8115（内線 2623・2621） 【支所】 地域振興課 甌島振興局（P.42 参照）

介護保険の負担割合証を持っていた

手続き 介護保険負担割合証の返却

手続き詳細	期 限
介護保険負担割合証を交付されていた場合は、市役所または各支所の窓口で返却してください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 介護保険負担割合証	【本庁】 高齢・介護福祉課 介護指導グループ ☎ 0996-22-8115（内線 2623・2621） 【支所】 地域振興課 甌島振興局（P.42 参照）

介護保険負担限度額認定証を持っていた

手続き 介護保険負担限度額認定証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の負担限度額認定証について、市役所または各支所の窓口で返却してください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 介護保険負担限度額認定証	【本庁】 高齢・介護福祉課 介護指導グループ ☎ 0996-22-8115（内線 2623・2621） 【支所】 地域振興課 甌島振興局（P.42 参照）

高額介護（介護予防）サービス費の請求権があった

手続き 相続人代表届の提出

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合、被保険者本人の口座への振込はできません。高額介護（介護予防）サービス費をご遺族の口座へ振り込むには、相続人代表届の提出が必要です。	サービスを提供した日の属する月の翌月1日から2年間
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ 口座確認書類（ご遺族のもの）	【本庁】 高齢・介護福祉課 介護指導グループ ☎ 0996-22-8115 （内線 2623・2621） 【支所】 地域振興課 甕島振興局（P.42 参照）

介護保険料の納付が済んでいない

手続き 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の介護保険料の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納付書により納付してください。 納付書がご不明の場合はご相談ください。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ 納付書	【本庁】 高齢・介護福祉課 介護指導グループ ☎ 0996-22-8115 （内線 2623・2621）

5. 子どもに関する手続き

児童の父または母が亡くなられた

手続き① 児童扶養手当受給資格の認定請求

手続き詳細	期 限
配偶者が亡くなられたことにより、ひとり親家庭になり、かつ、養育している児童が満18歳の年度末まで（障害児は20歳未満までの場合有り）の間にある場合、児童扶養手当受給資格の認定請求をすることができます。所得制限があり、遺族年金等の受給がある場合は、手当の支給が一部または全部停止となることがあります。また、手続きをする方が児童の父母でない場合は、手続き時に養育申立書が必要となりますので、事前にお問い合わせください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（請求者のもの） ☐ マイナンバー確認書類（請求者・対象児童・同居する扶養義務者のもの） ☐ 死亡の記載がある戸籍謄本（請求者と児童双方のもので交付後1か月以内のもの） ☐ 口座確認書類（請求者のもの） ☐ 年金受給額がわかるもの	【本庁】子育て支援課 育成支援グループ ☎ 0996-22-8115 （内線 2364・2365） 【支所】地域振興課 甕島振興局（P.42 参照）

手続き② ひとり親家庭等医療費助成資格の認定申請

手続き詳細	期 限
配偶者が亡くなられたことにより、ひとり親家庭になり、かつ養育している子どもが満18歳の年度末まで（障害児は20歳未満までの場合有り）の間にある場合、ひとり親家庭等医療費助成資格の認定申請をすることができ、所得が所得制限限度額未満の方について、申請者及び養育している子どもの保険診療分の医療費の自己負担分を助成します。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（申請者のもの） ☐ マイナンバー確認書類（請求者・対象児童・同居する扶養義務者のもの） ☐ 戸籍謄本 （申請者と子ども双方のもの。児童扶養手当請求者は除く） ☐ 加入健康保険がわかるもの（申請者と子ども全員分） ☐ 口座確認書類（申請者のもの）	【本庁】子育て支援課 育成支援グループ ☎ 0996-22-8115 （内線 2364・2365） 【支所】地域振興課 甕島振興局（P.42 参照）

児童手当を受給していた

手続き 児童手当の受給者変更・受給事由消滅等の手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなった場合、今後子どもを養育する方が新たな受給者として認定請求をすることができます。 新しい受給者が公務員の場合は、職場での手続きとなります。 児童手当の受給者が亡くなり、未払いの手当がある場合は、児童名義の口座に振り込みます。	死亡から 14 日以内
	手続き可能な人
	今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（請求者のもの） ☐ マイナンバー確認書類（請求者・監護している児童のもの） ☐ 口座確認書類（請求者のもの） ☐ 児童の口座確認書類（未支払いの手当がある場合）	【本庁】 子育て支援課 育成支援グループ ☎ 0996-22-8115 （内線 2364・2365） 【支所】 地域振興課 甕島振興局（P.42 参照）

児童扶養手当を受給していた

手続き 児童扶養手当の受給資格者変更・資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
児童扶養手当の受給資格者が亡くなった場合、今後児童を養育する方が新たな受給者として認定請求をすることができます。所得制限があり、年金等の受給がある場合は、手当の支給が一部または全部停止となることがあります。 また、手続きをする方が児童の父母でない場合は、手続き時に養育申立書が必要となりますので、事前にお問い合わせください。	死亡から 14 日以内
	手続き可能な人
	今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（請求者のもの） ☐ マイナンバー確認書類（請求者のもの） ☐ 戸籍謄本 （交付後1か月以内のもの。養育者の場合は対象児童の父母の戸籍または除籍） ☐ 口座確認書類（請求者のもの） ☐ 児童扶養手当証書 ☐ 年金受給額がわかるもの ☐ 児童の口座確認書類（未支払いの手当がある場合）	【本庁】 子育て支援課 育成支援グループ ☎ 0996-22-8115 （内線 2364・2365） 【支所】 地域振興課 甕島振興局（P.42 参照）

5. 子どもに関する手続き

児童手当の支給対象児童であった

手続き 児童手当の受給事由消滅等の手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の対象児童が亡くなった場合、受給事由消滅届を提出してください。ただし、ほかに児童手当の対象児童がいる場合は、額改定届（減額）を提出していただくことになります。	死亡から 14 日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（受給者のもの） ☐ 死亡診断書（公簿で確認できない場合）	【本庁】 子育て支援課 育成支援グループ ☎ 0996-22-8115 （内線 2364・2365） 【支所】 地域振興課 甌島振興局（P.42 参照）

児童扶養手当の支給対象児童であった

手続き 児童扶養手当の資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
児童扶養手当の対象児童が亡くなった場合、児童扶養手当資格喪失届を提出してください。ただし、ほかに児童扶養手当の対象児童がいる場合は、額改定届（減額）を提出していただくことになります。	死亡から 14 日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 死亡診断書（公簿で確認できない場合） ☐ 児童扶養手当証書	【本庁】 子育て支援課 育成支援グループ ☎ 0996-22-8115 （内線 2364・2365） 【支所】 地域振興課 甌島振興局（P.42 参照）

ひとり親家庭等医療費助成を受給していた

手続き ひとり親家庭等医療費助成資格者証の返却等

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭等医療費助成資格者証の交付を受けていた方が亡くなった場合、資格者証の返却が必要です。 また、未払いの助成金がある場合は、ご遺族名義の口座に振り込みます。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 死亡診断書（公簿で確認できない場合） ☐ ひとり親家庭等医療費助成資格者証 【未払いの助成金がある場合】 ☐ 口座確認書類（ご遺族のもの）	【本庁】 子育て支援課 育成支援グループ ☎ 0996-22-8115 （内線 2364・2365） 【支所】 地域振興課 甌島振興局（P.42 参照）

特別児童扶養手当を受給していた

手続き 特別児童扶養手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
【児童が亡くなった場合】 特別児童扶養手当の対象児童が亡くなった場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は金額改定の手続きとなります。	なし
【受給者が亡くなった場合】 受給者死亡届兼未支給手当請求書の提出が必要となります。未支給の手当があった場合、対象児童やその他の親族が受け取ることができます。	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
【受給者が亡くなった場合】 ☐ 本人確認書類（親族のもの） ☐ 口座確認書類（親族のもの） ☐ 新たな受給者と児童の戸籍謄本（交付後1か月以内のもの）	【本庁】 障害福祉課 支援グループ ☎ 0996-22-8115 （内線 2163・2172） 【支所】 地域振興課 甌島振興局（P.42 参照）

5. 子どもに関する手続き

子ども医療費給付受給資格者証の交付を受けていた

手続き 子ども医療費給付受給資格者証の返却等

手続き詳細	期 限
子ども医療費給付受給資格者証の交付を受けていた子どもが亡くな られた場合、その子どもに係る受給資格は死亡日の翌日で喪失とな りますので、受給資格者証を返却してください。また、受給資格者（保 護者）が亡くなった場合は、受給資格者の変更が必要です。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 子ども医療費給付受給資格者証 【受給者を変更する場合】 ☐ 本人確認書類（保護者のもの） ☐ マイナンバー確認書類（保護者のもの） ☐ 加入健康保険がわかるもの（子ども全員分） ☐ 口座確認書類（保護者のもの）	【本庁】子育て支援課 育成支援グループ ☎ 0996-22-8115 （内線 2366・2367・2353） 【支所】地域振興課 甕島振興局（P.42 参照）

6. 福祉（障害）に関する手続き

障害者手帳を持っていた

手続き 障害者手帳の返還

手続き詳細	期 限
障害者手帳をお持ちの方については、手帳の返還が必要です。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳	【本庁】障害福祉課 支援グループ ☎ 0996-22-8115 （内線 2163・2172） 【支所】地域振興課 甕島振興局（P.42 参照）

6. 福祉（障害）に関する手続き

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当の受給資格者の死亡届・未支払手当請求書

手続き詳細	期 限
特別障害者手当を受給されていた方の死亡に伴い、資格の喪失届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受け取ることができます。	死亡から 14 日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑（ご遺族のもの） ☐ 口座確認書類（ご遺族のもの）	【本庁】障害福祉課 支援グループ ☎ 0996-22-8115 （内線 2163・2172） 【支所】地域振興課 甌島振興局（P.42 参照）

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当の受給資格者の死亡届・未支払手当請求書

手続き詳細	期 限
障害児福祉手当を受給されていた方の死亡に伴い、死亡届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受け取ることができます。	死亡から 14 日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑（ご遺族のもの） ☐ 口座確認書類（ご遺族のもの）	【本庁】障害福祉課 支援グループ ☎ 0996-22-8115 （内線 2163・2172） 【支所】地域振興課 甌島振興局（P.42 参照）

6. 福祉（障害）に関する手続き

重度心身障害者の医療費受給資格者証を持っていた

手続き 重度心身障害者医療費受給資格者証の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度心身障害者医療費を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 重度心身障害者医療費受給資格者証 ☐ 口座番号確認書類（ご遺族のもの）	【本庁】障害福祉課 支援グループ ☎ 0996-22-8115 （内線 2163・2172） 【支所】地域振興課 甌島振興局（P.42 参照）

自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っていた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返還してください。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 自立支援医療受給者証	【本庁】障害福祉課 支援グループ ☎ 0996-22-8115 （内線 2163・2172） 【支所】地域振興課 甌島振興局（P.42 参照）

障害者扶養共済制度に加入していた

手続き① 障害者扶養共済制度の年金支給請求

手続き詳細	期 限
障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めていた場合（障害者扶養共済制度）、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給するための請求ができます。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 死亡診断書 ☐ 住民票（死亡者（年金加入者）の除票） ☐ 住民票（障害のある方） ☐ 口座確認書類（障害のある方またはご遺族の方）	【本庁】 障害福祉課 支援グループ ☎ 0996-22-8115 （内線 2163・2172） 【支所】 地域振興課 甕島振興局（P.42 参照）

手続き② 障害者扶養共済制度の弔慰金支給請求

手続き詳細	期 限
1年以上加入した後、加入者の生存中に障害のある方が亡くなられた場合、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑（ご遺族のもの） ☐ 住民票 ☐ 障害者扶養共済制度年金証書 ☐ 口座確認書類（ご遺族のもの）	【本庁】 障害福祉課 支援グループ ☎ 0996-22-8115 （内線 2163・2172） 【支所】 地域振興課 甕島振興局（P.42 参照）

6. 福祉（障害）に関する手続き

障害福祉サービス・障害児通所サービスを利用していた

手続き サービス受給者証の返還

手続き詳細	期 限
障害福祉サービスまたは障害児通所サービスを利用していた方は、受給者証の返還が必要です。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 障害福祉サービス・障害児通所サービス受給者証	【本庁】 障害福祉課 給付グループ ☎ 0996-22-8115 （内線 2162・2181） 【支所】 地域振興課 甕島振興局（P.42 参照）

MEMO

7. 税金に関する手続き

普通自動車を持っていた

手続き 普通自動車の名義変更または廃車手続き

手続き詳細	期 限
普通自動車の所有者が亡くなった場合、相続人への名義変更または廃車手続きが必要となります。 手続き方法については運輸支局にご確認ください。	所有者が変わった場合 15 日以内 (道路運送車両法)
	手続き可能な人 相続人またはご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 自動車検査証 ☐ 普通自動車のナンバープレート（廃車の場合）など ※詳しくは管轄する運輸支局にご確認ください。	鹿児島ナンバーの場合 鹿児島運輸支局 ☎ 050-5540-2089

軽自動車を持っていた

手続き 軽自動車の名義変更または廃車手続き

手続き詳細	期 限
軽自動車の所有者が亡くなった場合、相続人への名義変更または廃車手続きが必要となります。 手続き方法については軽自動車検査協会にご確認ください。	所有者が変わった場合 15 日以内 (道路運送車両法)
	手続き可能な人 相続人またはご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 自動車検査証 ☐ 軽自動車のナンバープレート（廃車の場合）など ※詳しくは管轄する軽自動車検査協会の事務所に確認ください。	鹿児島県内ナンバーの場合 (奄美市・大島郡を除く) 鹿児島事務所 ☎ 050-3816-1761

7. 税金に関する手続き

原付バイク (50～125cc) を持っていた

手続き 原付バイクの名義変更または廃車手続き

手続き詳細	期 限
原付バイクの所有者が亡くなられた場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。	死亡日から 15 日以内
	手続き可能な人
	相続人またはご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（相続人またはご遺族のもの） ☐ 標識交付証明書 （紛失の場合、被相続人・相続人双方の戸籍謄本など） ☐ 原付バイクのナンバープレート（廃車の場合） ※ナンバープレートを紛失した場合、200 円の弁償金	【本庁】 税務課 税制グループ ☎ 0996-22-8115 （内線 2221・2222） 【支所】 地域振興課 甌島振興局（P.42 参照）

126～250ccのバイク（軽二輪）を持っていた

手続き 軽二輪の名義変更または廃車手続き

手続き詳細	期 限
排気量126～250ccのバイク（軽二輪）の所有者が亡くなられた場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要となります。 手続き方法については運輸支局にご確認ください。	所有者が変わった場合 15 日以内 （道路運送車両法）
	手続き可能な人
	相続人またはご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 軽自動車届出済証 ☐ 軽二輪のナンバープレート（廃車の場合）など ※詳しくは管轄する運輸支局にご確認ください。	鹿児島ナンバーの場合 鹿児島運輸支局 ☎ 050-5540-2089

250cc超のバイク（小型二輪）を持っていた

手続き 小型二輪の名義変更または廃車手続き

手続き詳細	期 限
排気量 250cc 超のバイク（小型二輪）の所有者が亡くなられた場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要となります。 手続き方法については運輸支局にご確認ください。	所有者が変わった場合 15 日以内 (道路運送車両法)
	手続き可能な人 相続人またはご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 自動車検査証 ☐ 小型二輪のナンバープレート（廃車の場合）など ※詳しくは管轄する運輸支局にご確認ください。	鹿児島ナンバーの場合 鹿児島運輸支局 ☎ 050-5540-2089

小型特殊自動車（トラクターなど）を持っていた

手続き 小型特殊自動車の名義変更または廃車手続き

手続き詳細	期 限
小型特殊自動車の所有者が亡くなられた場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。	死亡日から 15 日以内
	手続き可能な人 相続人またはご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（相続人またはご遺族のもの） ☐ 標識交付証明書 （紛失の場合、被相続人・相続人双方の戸籍謄本など） ☐ 小型特殊自動車のナンバープレート（廃車の場合） ※ナンバープレートを紛失した場合、200 円の弁償金	【本庁】税務課 税制グループ ☎ 0996-22-8115 （内線 2221・2222） 【支所】地域振興課 甕島振興局（P.42 参照）

7. 税金に関する手続き

資産がある

手続き① 不動産の所有権移転登記申請

手続き詳細	期 限
相続により不動産の所有者の名義等が変更になる場合には、法務局にて不動産の登記を行う必要があります。相続の内容によって提出書類や手続きの流れが異なります。 令和6年4月1日から、相続登記の申請が法律改正により義務化されております。	不動産（土地・建物）を 相続で取得したことを 知った日から3年以内
	手続き可能な人 法定相続人等
必要なもの	問い合わせ先
法務局へご確認ください。（予約制）	鹿児島地方法務局 川内支局 ☎ 0996-22-2300

手続き② 固定資産税の現所有者（相続人代表者）申告・代表者変更申告

手続き詳細	期 限
固定資産の所有者が亡くなられた場合、相続を受ける人のうち1名を代表として選び、申告をする必要があります。また、相続人代表者が亡くなられた場合は、代表者を変更する必要があります。ここで設定された相続人代表者は、相続登記や名義変更が完了するまで有効となります。	相続開始を知った日から3か月以内
	手続き可能な人 法定相続人等
必要なもの	問い合わせ先
☐ マイナンバー確認書類 （マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、マイナンバーの記載がある住民票など）	【本庁】 税務課 ☎ 0996-22-8115 土地グループ （内線 2241・2242・2243） 家屋グループ （内線 2251・2252・2253） 【支所】 地域振興課 甕島振興局（P.42 参照）

代表として固定資産を共有していた

手続き 固定資産の共有代表者の変更申告

手続き詳細	期 限
固定資産を複数人で共有していて、代表者を変更する場合には、市区町村に対し変更の申告が必要となります。	なし
	手続き可能な人
	【代表者変更】 共有名義の構成員
必要なもの	問い合わせ先
☐ マイナンバー確認書類 (マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、マイナンバーの記載がある住民票など)	【本庁】 税務課 ☎ 0996-22-8115 土地グループ (内線 2241・2242・2243) 家屋グループ (内線 2251・2252・2253) 【支所】 地域振興課 甕島振興局 (P.42 参照)

MEMO

7. 税金に関する手続き

市民税・県民税または国民健康保険税が課税されていた

手続き 相続人代表者届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に地方税が課税されている場合、市民税・県民税または国民健康保険税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※相当の期間内に「相続人代表者届」が提出されない場合、役所が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。	概ね 1 か月
	手続き可能な人
	相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ 口座確認書類（相続人代表者のもの）	【本庁】税務課 市民税グループ ☎ 0996-22-8115 （内線 2233・2232・2231） 【支所】地域振興課 甑島振興局（P.42 参照）

税金を口座振替で納めていた

手続き 口座振替の変更・停止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方名義の口座から、市税を振り替えていた場合は、振替口座の変更または停止の手続きが必要です。窓口または電話にて申し出てください。 今後の口座振替の取り扱いや、必要な手続きをご案内します。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人またはご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ※以下、口座変更の場合必要なもの（金融機関窓口でのお手続きとなります） ☐ 通帳 ☐ 口座の届出印	【本庁】収納課 収納管理グループ ☎ 0996-22-8115 （内線 2462・2461） ★口座振替金融機関

税金の納付が済んでいない

手続き 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方に納付していただく必要がありますので、既に届いている納付書により納付してください。 納付書がご不明の場合はご相談ください。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ 納付書	【本庁】 収納課 納税グループ ☎ 0996-22-8115 （内線 2450）

8. その他の手続き

水道（下水道）を使用していた

手続き 水道（下水道）の名義変更または閉栓の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続きが必要となります。 ※電話にて手続き可能です。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族または同居者
必要なもの	問い合わせ先
なし	【本土区域（川内、樋脇、入来、東郷、祁答院）】 水道局お客さまセンター ☎ 0996-20-8500 【里、上甑、鹿島地域】 甑島振興局 地域振興課 ☎ 09969-2-0001 【下甑地域】 下甑支所 地域振興課 ☎ 09969-7-0311

8. その他の手続き

市営住宅に住んでいた

手続き 名義変更または世帯人数の変更手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が市営住宅の入居者の場合、名義を引き継ぐ手続きや異動などの手続きが必要です。 どなたが亡くなられたかにより、手続きが異なります。 (1) 入居名義人が亡くなられ、同居されている方がいる場合 名義を引き継ぐ手続き（入居承継承認申請）※1 異動の手続き（世帯員異動届） (2) 入居名義人が亡くなられ、同居されている方がいない場合 住宅を明け渡す手続き（住宅明渡し届） (3) 入居名義人以外の方が亡くなられた場合 異動の手続き（世帯員異動届） ※1：承継条件を満たさない場合、承認できない場合があります。承継できない場合は、明け渡し届による退去手続きが必要になります。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
手続き内容により、必要なものが異なるため、お問い合わせください。	【本庁】建築住宅課 住宅管理グループ ☎ 0996-22-8115（内線 3612・3613） （川内地域） 平野商事(株)市営住宅管理事務所 ☎ 0996-25-1900 （東部区域） (株)橋口組市営住宅管理センター ☎ 0996-37-2533 （甕島区域） (株)水建システム甕島地域市営住宅管理事務所 ☎ 09969-3-2493

親や親族の家が空き家になった

手続き 空き家の相談窓口について

手続き詳細		期 限
亡くなられた方のお住まいの家が、空き家になった時の相談は、「適切な管理」と「利活用」の二つに区分されます。 ご遺族等のご意向に沿った利活用等の相談を受けられるように関係課と連携しています。		落ち着かれてから随時
		手続き可能な人
		ご遺族等
必要なもの	問い合わせ先	
☐ 家屋の所在地・現状等	【本庁】建築住宅課 空き家政策グループ ☎ 0996-22-8115（内線 3635・3636）	

犬を飼っていた

手続き 犬の登録変更の届出

手続き詳細		期 限
市役所で登録を受けた犬の登録事項（所有者住所、所有者氏名、犬の所在地）の変更をする場合、届出が必要です。		飼い主が死亡して 30 日以内
		手続き可能な人
		新しい飼い主
必要なもの	問い合わせ先	
なし	【本庁】環境課 生活環境グループ ☎ 0996-22-8115（内線 4332・4333） 【支所】地域振興課 甌島振興局（P.42 参照）	

防災行政無線戸別受信機を設置していた

手続き 防災行政無線戸別受信機の返却

手続き詳細		期 限
各家に設置してある防災行政無線戸別受信機は薩摩川内市からの貸与品になります。世帯主が亡くなられた場合、市にご返却されるか、名義変更が必要です。		なし
		手続き可能な人
		どなたでも
必要なもの	問い合わせ先	
☐ 防災行政無線戸別受信機	【本庁】防災安全課 防災安全グループ ☎ 0996-22-8115（内線 4925） 【支所】地域振興課 甌島振興局（P.42 参照）	

8. その他の手続き

農地を相続した

手続き 農地法第3条の3第1項の規定による届出

手続き詳細	期 限
相続（遺産分割・包括遺贈及び相続人への特定遺贈を含む）、法人の合併・分割、時効等により農地（または採草放牧地）の権利を取得した者は、その旨の届出が必要となります。	相続開始を知ってから 10 か月以内
	手続き可能な人
	農地を相続された方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 登記完了証の写し、または土地全部事項証明書の写し	【本庁】 農業委員会事務局 農地管理グループ ☎ 0996-22-8115（内線 5621・5622）

図書館利用者カードを持っていた

手続き 図書館利用者カードの返却手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の図書館利用者カードについて、中央図書館または各分館の窓口で返却していただく必要があります。また、未返却の本がある場合は一緒にご返却ください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 図書館利用者カード	中央図書館 ☎ 0996-22-3542

市営墓地を使用していた

手続き 墓地の継承または返還の手続き

手続き詳細	期 限
市営墓地の利用者が亡くなられた場合、使用者の変更または墓地の返還の手続きが必要です。	使用者死亡後、速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族等
必要なもの	問い合わせ先
☐ 市営墓地継続使用認可申請書または使用廃止届	【本庁】環境課 環境管理グループ ☎ 0996-22-8115（内線 4321・4323） ★各墓地指定管理者

市外の火葬場で火葬した

手続き 火葬料差額助成金の申請

手続き詳細	期 限
本市に住所を有する方が亡くなられた際、地域の実情または特殊な事情により、市外の火葬場で火葬された場合に、15,000 円を上限として本市の火葬料との差額分を助成します。	火葬を行った日の翌日から 6 か月以内
	手続き可能な人
	火葬許可証の申請者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑（申請者のもの） ☐ 火葬許可証の写し ☐ 火葬料の領収書の写し ☐ 口座確認書類（申請者のもの）	【本庁】環境課 生活環境グループ ☎ 0996-22-8115 （内線 4332・4333） 【支所】地域振興課 甕島振興局（P.42 参照）

改葬の手続きについて

1 改葬先の墓地・納骨堂を決める

2 改葬に必要な書類を入手する

環境課で改葬許可申請書類を受け取り、記入例を参考に記入してください。

▼こちらから様式のダウンロードができます。

<https://www.city.satsumasendai.lg.jp/soshiki/1005/2/1/2335.html>

3 改葬許可申請書類を提出する

改葬許可申請書類

（下記の必要書類）を提出してください。

▼必要書類

改葬許可申請書・受入証明書（お持ちであれば）

※改葬許可申請書には、現在の墓地または納骨堂の管理者の証明が必要です。

▼提出先（受取先）

現在の墓地または納骨堂のある市区町村

4 改葬許可証を受け取る

5 現在使用している墓地（納骨堂）から遺骨を引き出す

6 遺骨を改葬先に納める

新たに使用する墓地（納骨堂）に改葬許可証を提出し、遺骨を納めてください。

※再火葬を希望する場合は、事前にご相談ください。（火葬場の予約が必要）

担当課・問い合わせ先

環境課 生活環境グループ

☎ 0996-22-8115（内線 4332・4333）

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	☐	返納手続き	薩摩川内警察署 ☎ 0996-20-0110
恩給を受給していた	☐	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	☐	故人の住所地を管轄する 健康福祉センター（保健 所）へお問い合わせくだ さい。	川薩保健所 ☎ 0996-23-3165
被爆者健康手帳を持っている	☐		
預貯金口座など	☐	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	☐	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	☐	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
国税	☐	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 川内税務署 ☎ 0996-22-2832
不動産登記	☐	土地・家屋などの所有権 移転（相続）登記など	鹿児島地方法務局川内支局 ☎ 0996-22-2300

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
クレジットカード	☐	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	☐	契約継承、解約	
インターネット	☐	名義変更、解約	
電気・ガス	☐		
ケーブルテレビ	☐		
NHK 受信料	☐		
			☎ 0120-15-1515

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☒	項 目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数

各支所・甕島振興局へのお問い合わせ

問い合わせ先	担当課	電話番号
樋脇支所	地域振興課	0996-37-3111
入来支所	地域振興課	0996-44-3111
東郷支所	地域振興課	0996-42-1111
祁答院支所	地域振興課	0996-55-1111
甕島振興局	地域振興課	09969-2-0001
下甕支所	地域振興課	09969-7-0311

家系図（3親等内の親族）

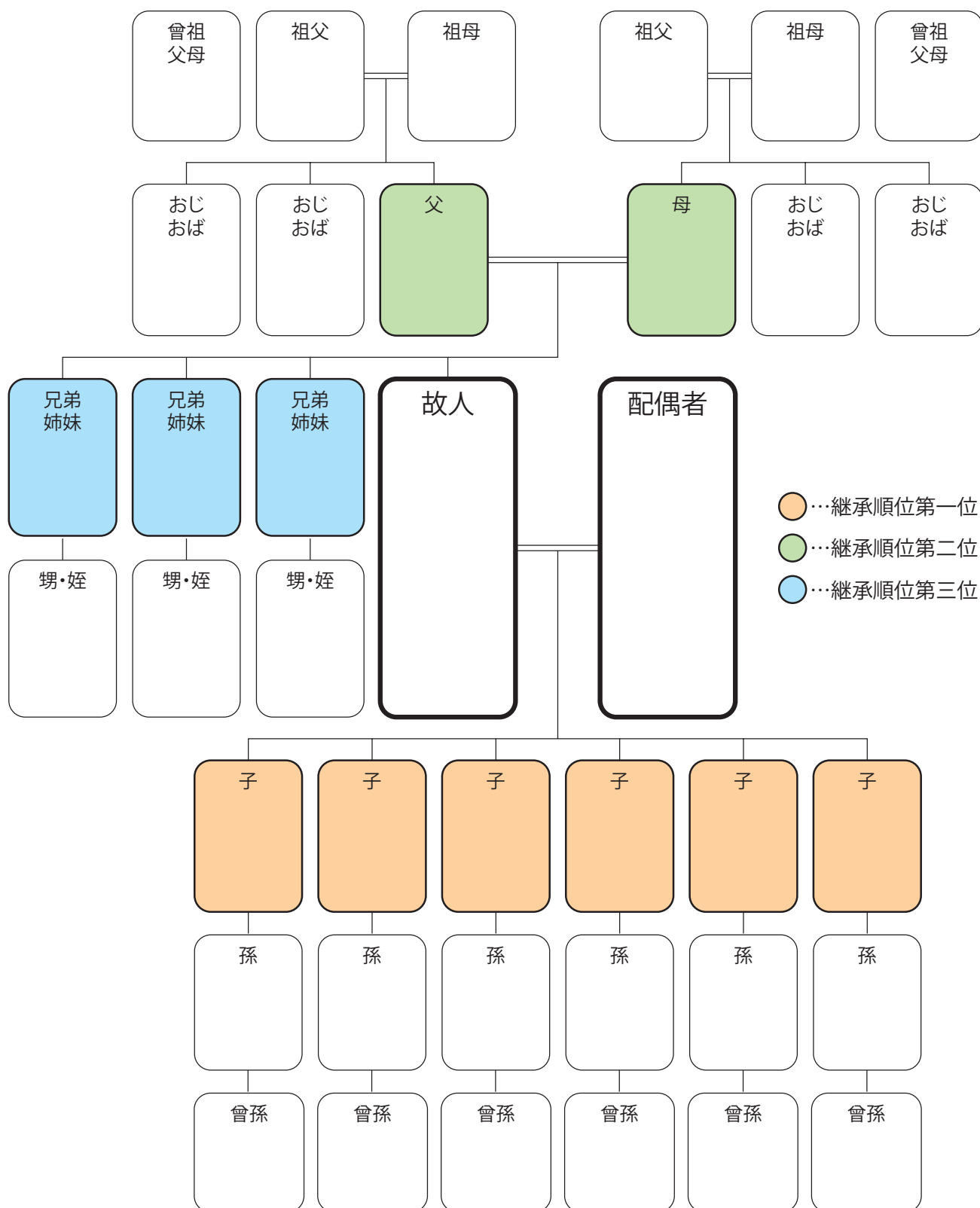
チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ ①	戸籍関係書類の取得 相続開始の証明と法定相続人の特定
ステップ ②	遺産分割協議・協議書の作成 協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化
ステップ ③	登記申請書の作成 法務局（登記所）提出書類の作成
ステップ ④	登記申請書の提出 法務局（登記所）へ提出
ステップ ⑤	登記完了 法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。
相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

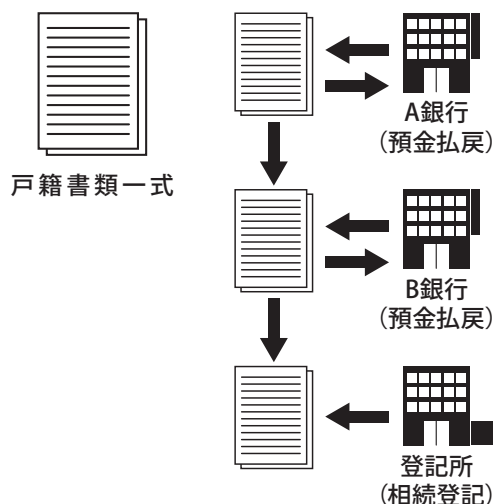
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

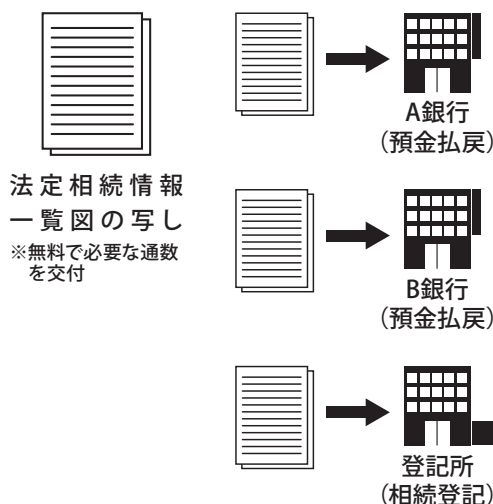
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

MEMO

発行 薩摩川内市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2025 年 11 月

